

民生委員・児童委員に対する感謝状の授与に ついて

昭和40. 11. 26 社庶第526号
各都道府県民生主管部(局)長あて 厚生省社会局庶務課長
各指定都市 厚生省児童家庭局企画課長

標記については、昭和40年11月26日厚生省社発第263号社会局長、児童家庭局長名をもって通知したところであるが、これが実施にあたっては次の事項に十分留意のうえ万遺漏なきを期されたい。

1 感謝状授与の対象について

- (1) 「6年以上」とは、方面委員令(昭和11年勅令第398号)による方面委員であった期間も含めて、民生委員・児童委員であった全期間を通算して6年以上であれば差し支えないこと。
- (2) この要綱による感謝状の授与は、過去において厚生大臣の感謝状を授与された者及び厚生大臣の表彰又は藍綬褒章等を受けた者であっても、その対象とされるものであること。
- (3) 感謝状を授与された民生委員・児童委員が将来再び民生委員・児童委員の委嘱を受け、その要件を充たすに至った場合において、重ねて授与の対象となることは差し支えないものであること。
- (4) 対象から除外される者のうち要綱2のただし書後段「民生委員法第11条の規定によりその職を解かれた者等」の「等」とは、同条の規定による解職までには至らないが同条第1項各号に該当するような事由によって自発的に辞職するような場合をさすものであること。
- (5) この要綱による感謝状の授与は死亡した者については行なわれないものであること。この場合は、昭和31年7月3日厚生省発社第124号厚生事務次官通知及び昭和31年7月3日発社第125号社会局長通知によるものであること。

2 対象者の推せんについて

一斉改選の場合にあっては、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知第2の3による推せんの際に、一斉改選以外の場合にあっては、同通知第3の3による具申の際に併せて別紙様式により推せんすること。

ただし、今回の一斉改選にかかるものについては、昭和40年12月20日までに推せんすること。

- 3 感謝状の交付は、この制度の趣旨にかんがみ、できるだけ速やかに、かつ、適切な方法により行うこと。

